

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i～ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数(⑤i～ivの合計の内数)

日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数(⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
		協定対象派遣労働者
4―1情報処理システム開発		
4―2機械設計		
4―3事務用機器操作		
4―4通訳、翻訳、速記		
4―5秘書		
4―6ファイリング		
4―7調査		
4―8財務		
4―9貿易		
4―10デモンストレーション		
4―11添乗		
4―12受付・案内		
4―13研究開発		
4―14事業の実施体制の企画、立案		
4―15書籍等の制作・編集		
4―16広告デザイン		
4―170Aインストラクション		
4―18セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4―19看護業務		

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数(⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険			—	
健康保険			—	
厚生年金保険			—	